

- 基幹水利施設管理事業実施要領（平成8年7月31日付け8構改A第596号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表（案）  
（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第2 (略)</p> <p>第3 <u>包括的民間委託推進計画の策定等</u></p> <p>1 <u>要綱第4の包括的民間委託推進計画（以下「委託推進計画」という。）は、別記様式第1号によるものとし、包括的民間委託に係る取組を実施する年度において作成するものとする。</u></p> <p>2 <u>要綱第4の3及び4の変更後の委託推進計画の提出は、別記様式第2号によるものとする。</u></p> <p>第4 省エネルギー化推進計画の策定等</p> <p>1 要綱第5の省エネルギー化推進計画（以下「省エネ計画」という。）は、事業の採択を申請する年度において、<u>別記様式第3-1号又は別記様式第3-2号</u>により翌年度からの3か年における農業水利施設の省エネルギー化及びコスト削減の取組を定めるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 要綱第5の3及び4の変更後の省エネ計画の提出は、<u>別記様式第4号</u>によるものとする。</p> <p>第5 事業の採択基準</p> <p>1 要綱第7の1の非農地率とは、一般型の対象とする施設の操作により浸湛水被害の防止が見込まれる地域における非農地の面積が当該面積と当該地域における受益面積とを合計した面積に占める割合又は用水の公共・公益効果が見込まれる非農地の面積が当該面積と当該地域における受益面積とを合計し</p>	<p>第2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第3 省エネルギー化推進計画の策定等</p> <p>1 要綱第4の省エネルギー化推進計画（以下「省エネ計画」という。）は、事業の採択を申請する年度において、<u>別記様式第1-1号又は別記様式第1-2号</u>により翌年度からの3か年における農業水利施設の省エネルギー化及びコスト削減の取組を定めるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 要綱第4の3及び4の変更後の省エネ計画の提出は、<u>別記様式第2号</u>によるものとする。</p> <p>第4 事業の採択基準</p> <p>1 要綱第6の1の非農地率とは、一般型の対象とする施設の操作により浸湛水被害の防止が見込まれる地域における非農地の面積が当該面積と当該地域における受益面積とを合計した面積に占める割合又は用水の公共・公益効果が見込まれる非農地の面積が当該面積と当該地域における受益面積とを合計し</p>

た面積に占める割合をいう。

ただし、当該非農地の面積はおおむね100（地盤沈下地帯にあっては50）ヘクタール（畑を受益地とする事業にあっては、おおむね30（地盤沈下地帯にあっては10）ヘクタール）以上であることを必要とする。

2 要綱第7の1の（2）の地盤沈下地帯とは、地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等（地盤沈下防止等対策要綱及び地方公共団体の条例を含む。）により規制されている地域であって、当該施設を造成した事業の受益面積がおおむね1,000（畑を受益地とするものにあつては300）ヘクタール以上の地域をいう。

3 （略）

## 第6 事業の申請

### 1 一般型

（1）要綱第8の1の市町村長からの一般型の実施の申請書は、別記様式第5号によるものとする。

（2）要綱第8の1の一般型の採択申請書は、別記様式第6号によるものとする。

（3）要綱第8の1の採択基準に係る事項を記載した書面は、別紙3によるものとする。

### 2 特別型

（1）要綱第8の2の特別型の採択申請書は、別記様式第7号によるものとする。

（2）要綱第8の2の採択基準に係る事項を記載した書面は、別紙4によるものとする。

### 3 包括的民間委託推進型

（1）要綱第8の3の包括的民間委託推進型の採択申請書は、別記様式第8号によるものとする。

た面積に占める割合をいう。

ただし、当該非農地の面積はおおむね100（地盤沈下地帯にあっては50）ヘクタール（畑を受益地とする事業にあっては、おおむね30（地盤沈下地帯にあっては10）ヘクタール）以上であることを必要とする。

2 要綱第6の1の（2）の地盤沈下地帯とは、地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等（地盤沈下防止等対策要綱及び地方公共団体の条例を含む。）により規制されている地域であって、当該施設を造成した事業の受益面積がおおむね1,000（畑を受益地とするものにあつては300）ヘクタール以上の地域をいう。

3 （略）

## 第5 事業の申請

### 1 一般型

（1）要綱第7の1の市町村長からの一般型の実施の申請書は、別記様式第3号によるものとする。

（2）要綱第7の1の一般型の採択申請書は、別記様式第4号によるものとする。

（3）要綱第7の1の採択基準に係る事項を記載した書面は、別紙3によるものとする。

### 2 特別型

（1）要綱第7の2の特別型の採択申請書は、別記様式第5号によるものとする。

（2）要綱第7の2の採択基準に係る事項を記載した書面は、別紙4によるものとする。

（新設）

#### 4 省エネルギー化推進型

(1) 要綱第8の4の省エネルギー化推進型の採択申請書は、別記様式第9号によるものとする。

#### 第7 事業の採択

要綱第9の本事業の採択通知書は、別記様式第10号によるものとする。

#### 第8 事業計画の変更

- 1 要綱第10の1の承認における市町村から都道府県知事への申請は、別記様式第11号によるものとする。
- 2 要綱第10の1の都道府県知事から市町村への承認の通知は、別記様式第12号によるものとする。
- 3 要綱第10の2の都道府県知事から地方農政局長への事業計画の変更の報告は、別記様式第13号によるものとする。

#### 第9 事業の実績報告

- 1 要綱第12の1の包括的民間委託推進型の実績報告は、令和6年度以降、毎年度終了後60日以内に、別記様式第14号により報告するものとする。
- 2 要綱第12の2の省エネルギー化推進型の実績報告は、令和6年度以降、毎年度終了後60日以内に、別記様式第15-1号又は第15-2号により報告するものとする。

#### 第10 (略)

別記様式第1号

包括的民間委託推進計画

#### 3 省エネルギー化推進型

(1) 要綱第7の3の省エネルギー化推進型の採択申請書は、別記様式第6号によるものとする。

#### 第6 事業の採択

要綱第8の本事業の採択通知書は、別記様式第7号によるものとする。

#### 第7 事業計画の変更

- 1 要綱第9の1の承認における市町村から都道府県知事への申請は、別記様式第8号によるものとする。
- 2 要綱第9の1の都道府県知事から市町村への承認の通知は、別記様式第9号によるものとする。
- 3 要綱第9の2の都道府県知事から地方農政局長への事業計画の変更の報告は、別記様式第10号によるものとする。

#### 第8 事業の実績報告

(新設)

要綱第11の1及び2の省エネルギー化推進型の実績報告は、令和6年度以降、毎年度終了後60日以内に、別記様式第11-1号又は第11-2号により報告するものとする。

#### 第9 (略)

(新設)

## 1 地区概要

都道府県名	地区名	事業主体名	対応する一般型 又は特別型の地区名	関係市町村名	関係土地改良区名

## 2 地区の現状・課題

地区における施設管理に係る現状、課題等を記載する。

## 3 包括的民間委託の目標・方針

地区内の包括的民間委託による上記課題の解決等に向けた目標、方針について記載する。

## 4 実施計画

包括的民間委託に係る調査、契約書類の作成等の取組や包括的民間委託の推進計画等について記載する。

	実施内容	備考
<u>1年目（令和6年度）</u>		
<u>2年目（令和7年度）</u>		
<u>3年目（令和8年度）</u>		

## 5 包括的民間委託の対象施設

4で包括的民間委託の対象として計画又は検討しているダム、頭首工、  
 機場、樋門及び幹線水路等について、対象施設ごとに主要諸元、現在及び  
 包括的民間委託後に想定する管理方法等を記載する。

施設名	対応する一般型 又は特別型の地区名	主要諸元	現在の管理	包括的民間委託後の管理

別記様式第2号

包括的民間委託推進計画変更手続書

(新設)

〔農村振興局長  
 又は  
地方農政局長  
沖縄総合事務局長〕 殿  
 [都道府県知事]

(都道府県知事名)  
 [市町村長名]

基幹水利施設管理事業〇〇地区(包括的民間委託推進型)の包括的民間  
 委託推進計画を別紙のとおり変更するので、基幹水利施設管理事業実施  
 要綱第4の3(又は4)に基づき、下記資料を添付して提出します。

記

1 包括的民間委託推進計画（変更）

※別記様式第1号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別記様式第3-1号・別記様式第3-2号（略）

別記様式第4号

省エネルギー化推進計画変更手続書

（農村振興局長  
又は  
地方農政局長  
沖縄総合事務局長）  
殿  
[都道府県知事]

（都道府県知事名）  
[市町村長名]

基幹水利施設管理事業〇〇地区（省エネルギー化推進型）の省エネルギー化推進計画を別紙のとおり変更するので、基幹水利施設管理事業実施要綱第5の3（又は4）に基づき、下記資料を添付して提出します。

記

1 省エネルギー化推進計画（変更）

※別記様式第3-1号又は別記様式第3-2号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載

別記様式第1-1号・別記様式第1-2号（略）

別記様式第2号

省エネルギー化推進計画変更手続書

（農村振興局長  
又は  
地方農政局長  
沖縄総合事務局長）  
殿  
[都道府県知事]

（都道府県知事名）  
[市町村長名]

基幹水利施設管理事業〇〇地区（省エネルギー化推進型）の省エネルギー化推進計画を別紙のとおり変更するので、基幹水利施設管理事業実施要綱第4の3（又は4）に基づき、下記資料を添付して提出します。

記

1 省エネルギー化推進計画（変更）

※別記様式第1-1号又は別記様式第1-2号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載

する。

別記様式第5号

管理事業実施採択申請書

都道府県知事 殿

市町村長名

〇〇地区（一般型）について、基幹水利施設管理事業を採択されたく、  
基幹水利施設管理事業実施要綱第8の1に基づき、下記資料を添付して  
申請します。

記

- 1 (略)
- 2 基幹水利施設管理事業実施要綱第7の1に採択基準に係る事項を記  
載した書面
- 3 (略)

別記様式第6号

管理事業実施採択申請書

農 村 振 興 局 長  
又は  
地 方 農 政 局 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 長 } 殿

都道府県知事名

〇〇地区（一般型）について、基幹水利施設管理事業を採択されたく、

する。

別記様式第3号

管理事業実施採択申請書

都道府県知事 殿

市町村長名

〇〇地区（一般型）について、基幹水利施設管理事業を採択されたく、  
基幹水利施設管理事業実施要綱第7の1に基づき、下記資料を添付して  
申請します。

記

- 1 (略)
- 2 基幹水利施設管理事業実施要綱第6の1に採択基準に係る事項を記  
載した書面
- 3 (略)

別記様式第4号

管理事業実施採択申請書

農 村 振 興 局 長  
又は  
地 方 農 政 局 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 長 } 殿

都道府県知事名

〇〇地区（一般型）について、基幹水利施設管理事業を採択された

基幹水利施設管理事業実施要綱第8の1に基づき、下記資料1を添付して申請します。

(市町村が行う事業) (略)

(都道府県が行う事業) (略)

記

- 1 基幹水利施設管理事業実施要綱第7の1の採択基準に係る事項を記載した書面
- 2・3 (略)

別記様式第7号

管理事業実施採択申請書

農村振興局長  
又は  
地方農政局長  
沖縄総合事務局長 } 殿

都道府県知事名

〇〇地区(特別型)について、基幹水利施設管理事業を採択されたく、基幹水利施設管理事業実施要綱第8の2に基づき、下記資料1を添付して申請します。

なお、本事業に係る土地改良事業計画を定めたことを下記資料2を添付して、報告します。

記

- 1 基幹水利施設管理事業実施要綱第7の2の採択基準に係る事項を記載した書面
- 2 (略)

く、基幹水利施設管理事業実施要綱第7の1に基づき、下記資料1を添付して申請します。

(市町村が行う事業) (略)

(都道府県が行う事業) (略)

記

- 1 基幹水利施設管理事業実施要綱第6の1の採択基準に係る事項を記載した書面
- 2・3 (略)

別記様式第5号

管理事業実施採択申請書

農村振興局長  
又は  
地方農政局長  
沖縄総合事務局長 } 殿

都道府県知事名

〇〇地区(特別型)について、基幹水利施設管理事業を採択されたく、基幹水利施設管理事業実施要綱第7の2に基づき、下記資料1を添付して申請します。

なお、本事業に係る土地改良事業計画を定めたことを下記資料2を添付して、報告します。

記

- 1 基幹水利施設管理事業実施要綱第6の2の採択基準に係る事項を記載した書面
- 2 (略)

別記様式第 8 号

管理事業実施採択申請書

〔農 村 振 興 局 長  
又 は  
地 方 農 政 局 長  
沖 縄 総 合 事 務 局 長〕 殿  
〔都道府県知事〕

（都道府県知事名）  
〔市町村長名〕

〇〇地区（包括的民間委託推進型）について、基幹水利施設管理事業を採択されたく、基幹水利施設管理事業実施要綱第 8 の 3 に基づき、下記資料を添付して申請します。

記

1 包括的民間委託推進計画

都道府県名	地区名 <small>ふりがな</small>	施設名	所在地	備考

注 備考欄には、各施設の採択済みの事業型を記載する。

別記様式第 9 号

(新設)

別記様式第 6 号

管理事業実施採択申請書

〔農村振興局長  
又は  
地方農政局長  
沖縄総合事務局長〕 殿

[都道府県知事]

(都道府県知事名)  
[市町村長名]

〇〇地区(省エネルギー化推進型)について、基幹水利施設管理事業を採択されたく、基幹水利施設管理事業実施要綱第8の4に基づき、下記資料を添付して申請します。

記 (略)

別記様式第10号 (略)

別記様式第11号

管理事業計画変更申請書

都道府県知事 殿

市町村長名

基幹水利施設管理事業〇〇地区(一般型)の土地改良事業計画を別紙のとおり変更するので、基幹水利施設管理事業実施要綱第10の1に基づき、下記資料を添付して申請します。

記

管理事業実施採択申請書

〔農村振興局長  
又は  
地方農政局長  
沖縄総合事務局長〕 殿

[都道府県知事]

(都道府県知事名)  
[市町村長名]

〇〇地区(省エネルギー化推進型)について、基幹水利施設管理事業を採択されたく、基幹水利施設管理事業実施要綱第7の3に基づき、下記資料を添付して申請します。

記 (略)

別記様式第7号 (略)

別記様式第8号

管理事業計画変更申請書

都道府県知事 殿

市町村長名

基幹水利施設管理事業〇〇地区(一般型)の土地改良事業計画を別紙のとおり変更するので、基幹水利施設管理事業実施要綱第9の1に基づき、下記資料を添付して申請します。

記

- 1 (略)
- 2 基幹水利施設管理事業実施要綱第7の1の採択基準に係る事項を記載した書面
- 3・4 (略)

別記様式第12号 (略)

別記様式第13号

管理事業計画変更手続報告書

農村振興局長  
又は  
地方農政局長  
沖縄総合事務局長 } 殿

都道府県知事名

- (市町村営) (略)
- (都道府県営) (略)
- (別記様式第13号の別紙) (略)

別記様式第14号

実績報告書 (包括的民間委託)

(農村振興局長  
又は  
地方農政局長  
沖縄総合事務局長) } 殿  
[都道府県知事]

(都道府県知事名)

- 1 (略)
- 2 基幹水利施設管理事業実施要綱第6の1の採択基準に係る事項を記載した書面
- 3・4 (略)

別記様式第9号 (略)

別記様式第10号

管理事業計画変更手続報告書

農村振興局長  
又は  
地方農政局長  
沖縄総合事務局長 } 殿

都道府県知事名

- (市町村営) (略)
- (都道府県営) (略)
- (別記様式第10号の別紙) (略)

(新設)

[市町村長名]

下記のとおり事業を実施したので、基幹水利施設管理事業実施要綱第12の1に基づき報告します。

記

1 地区概要

都道府県名	地区名	事業主体名	対応する一般型 又は特別型の地区名	関係市町村名	関係土地改良区名

2 実施状況

包括的民間委託に係る調査、契約書類の作成等の取組や包括的民間委託に係る実施状況を記載する。

	実施内容	備考
<u>1年目（令和6年度）</u>		
<u>2年目（令和7年度）</u>		
<u>3年目（令和8年度）</u>		

注 調査報告書、契約書類案等の参考資料を添付すること。

3 包括的民間委託の対象施設

2で包括的民間委託の対象として計画又は検討しているダム、頭首工、  
 機場、樋門及び幹線水路等について、対象施設ごとに主要諸元、従前及び  
 包括的民間委託後の管理状況等を記載する。

施設名	対応する一般型 又は特別型の地区名	主要諸元	従前の管理	包括的民間委託の状況

別記様式第15-1号

実績報告書（諸油脂）

〔農村振興局長  
 又は  
 地方農政局長  
 沖縄総合事務局長〕 殿  
 [都道府県知事]

(都道府県知事名)  
 [市町村長名]

下記のとおり事業を実施したので、基幹水利施設管理事業実施要綱第  
 12の2に基づき報告します。

記（略）

別記様式第11-1号

実績報告書（諸油脂）

〔農村振興局長  
 又は  
 地方農政局長  
 沖縄総合事務局長〕 殿  
 [都道府県知事]

(都道府県知事名)  
 [市町村長名]

下記のとおり事業を実施したので、基幹水利施設管理事業実施要綱第  
 11に基づき報告します。

記（略）

別記様式第15-2号

実績報告書（電力）

〔農村振興局長  
又は  
地方農政局長  
沖縄総合事務局長〕

殿

〔都道府県知事〕

（都道府県知事名）

〔市町村長名〕

下記のとおり事業を実施したので、基幹水利施設管理事業実施要綱第12の2に基づき報告します。

記（略）

別記様式第11-2号

実績報告書（電力）

〔農村振興局長  
又は  
地方農政局長  
沖縄総合事務局長〕

殿

〔都道府県知事〕

（都道府県知事名）

〔市町村長名〕

下記のとおり事業を実施したので、基幹水利施設管理事業実施要綱第11に基づき報告します。

記（略）

附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。